■■■ 1000 施設内農作物で加入できるものは ■■■







注①上記の農作物でも、育苗中のものは支払対象外です。 ②病虫害事故の場合、分割割合がかかります。

■■■■■■ 収入保険との関係 ■■

園芸施設本体に施設内農作物を併せて加入している方が収入保険に加入される場合、施設内農作物 は収入保険での補償となりますので、重複して加入することは出来ません。収入保険加入直前で施設内 農作物のみ解除します。また、収入保険に加入している方が施設内農作物へ移行する場合は、収入保険 期間終了直前に現在ご加入の園芸施設本体の契約を解除し本体に施設内農作物を併せて再加入します。

金融商品販売法に係る重要事項

園芸施設共済制度は、行政庁の指導・監督のもと、組合・国の2段階による責任分担を行い広く危険分散を図るなど、 共済金の確実な支払ができる仕組みをとっておりますが、次のような場合には、共済金の全額または一部が支払われない こと、または共済関係を解除することがあります。

- (1) 通常すべき管理、その他損害防止を怠った場合および損害防止について組合の指示に従わなかった場合
- (2) 加入申込みの際等に、重大な過失等により不実の通知をした場合
- (3) 正当な理由がなく、払込期限までに掛金の払込みを遅滞した場合
- (4) 被害発生時に組合への通知を怠り、また、重大な過失等により不実の通知をした場合

また、組合の財政状況によっては、共済金としてお支払いする金額が削減されることがあります。

※ご加入される方は、この重要事項をご了承いただいたうえ、加入申込書をご提出ください。



三重県農業共済組合

〒514-0008 津市上浜町六丁目81番地11 2階 ☎059(224)0505 http://www.nosaimie.or.jp/



園芸施設共済

三重県の農業者のみなさんへ





■■■■■■■ 加入できるものは■■■■■■■



ガラス室 プラスチックハウス 雨よけハウス 多目的ネットハウス

附带施設



換気施設 冷暖房施設 かん水施設 カーテン装置 など

施設内農作物

景芸施設本体内で 栽培する農作物 (野菜・花き・鉢物など



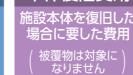
倒壊した施設の 敵去に要し<u>た費用</u> 被覆物は対象に

本体の撤去費用に係る金額が 100万円を超える場合又は 員害割合が50%を超える場合

なりません

※棟ごとに選択可

本体復旧費用





附帯復旧費用

|帯施設を復旧した 場合に要した費用

※棟ごとに選択可

- ①ご加入に際しては、ガラス室100㎡以上または、ビニール・合成樹脂板などのプラスチックハウスを 200㎡以上経営していることが条件となります。
- ②複数の棟を所有している場合は、全棟加入していただく必要があります。
- ③ご加入に際しては、園芸施設本体は必ずご加入いただき、オプションとして附帯施設、施設内農作物を 付けることができます。撤去費用、復旧費用(復旧費用に係る掛金については全額農家負担)は棟ごと に加入することができます。

補償期間(契約期間)は

共済掛金を払い込んだ日の翌日から1年間です。ビニールを張らない期間(未被覆期間)がある場合 該当期間は本体のみの補償となります。(巻き上げた被覆物に被害が生じた場合は補償の対象となります) 園芸施設本体の設置期間が周年でない場合は1か月からの加入も可能です。

■■■■小損害不填補の選択とは■■■■■

共済金の支払対象となる被害について

- ①3万円又は共済価額の5%を超える損害額 ②10万円を超える損害額 ③20万円を超える損害額
- (4)50万円を超える損害額 (5)100万円を超える損害額 を選択することが出来ます。

上記①で加入する場合のみ選択できる特約で掛金については全額農家負担

- ※④⑤については該当する施設等の共済価額が選択した金額を超えている場合に限ります。

補償される金額(共済金額)は

- ①共済金額とは、被害にあったときに補償される最高額で、棟ごとに選択できます。
- ②施設内農作物については生産費補償となります。(販売額を補償するものではありません) 施設内農作物価額は施設本体の価額を基準に葉菜類、果菜類、花き類ごとに算定します。

施設本体の時価額

附帯施設の時価額

施設内農作物の価額

撤去費用の価額 復旧費用の価額 補償割合 (付保割合)

施設本体の補償額

附帯施設の補償額

施設内農作物の補償額

撤去費用の補償額

復旧費用の補償額

上記で付保割合80%を選択した場合、さらに10%または20%の補償を上乗せする 付保割合追加特約 ことができます。(施設内農作物を除く) ※掛金については全額農家負担

※このほかに賦課金(事務費) をいただきます。

掛金の一力を国で負担します。 ポイント1 (共済金額1億6千万円まで)

ただし復旧費用等の特約については全額農家負担となります。



ポイント2 掛金は税金の控除対象となります

自動車保険と同様に、共済金の受取実績に応じて翌年の危険段階(掛金率)が変動する ポイント3 仕組みになります。

ビニールの年間被覆計画を立て、被覆期間と未被覆期間それぞれの掛金を算出し合算します。 ポイント4

■■■共済金の支払対象となるのは…■■■■

● 風水害、地震等の自然災害

2 火災 3 破裂及び爆発

4 航空機の墜落・接触並びに航空機からの物体の落下

⑤ 車両及びその積載物の衝突及び接触

6 病虫害

7 鳥獣害

- ・ 老朽化による消耗によって生じた損害
- 附帯施設の故障 (共済事故以外が原因のもの)
- 通常すべき管理、損害防止の義務を 怠って発生した被害
- 損害発生の通知を怠った場合や、 不実の通知をした場合
- 5 故意もしくは過失による被害
- 6 盗難による被害 (子供のいたずら等を含む)
- 7 生理障害及び薬害
- 同じ棟で1年以内に2回以上病虫害が発生した場合、 及び同一の病虫害が2年以内に発生した場合

■■■■■■ 共済金の計算方法は ■■■■■

1事故、1棟ごとにNOSAIが算定した損害額が、加入時に選択した小損害不填補の基準金額 を超えた場合に支払われます。

支払共済 金

施設本体の時価額 X 損害割合 × (1一自然消耗割合) 被覆材の時価額 損害割合 附帯施設の修繕費 時価現有率 施設内農作物の価額 (1一分割割合) ※病虫害の場合 撤去費用の価額 損害割合 復旧費用の価額

補償割合 (付保割合)

共済金額

共済価額

※撤去費用の損害割合は施設本体の被害により計算します。その時には撤去に係る請求書等の提出が必要となります。 ※復旧費用の損害割合は施設本体の被害により計算します。その時には、復旧計画書及び復旧に係る請求書等の提出が必要となります。



● ご注意を!!被害発生及び異動の連絡

①加入している施設に被害が発生したとき、加入している施設内農作物に病虫害の兆候が現れたときは速やかに通知してください。 ②被覆計画に変更があったとき、加入している施設に異動が生じたときも速やかに通知してください。

※被害状況を確認できない場合、被害原因が特定できない場合は、共済金の支払いができなくなります。